

日本農林規格の見直しについて

「生産情報公表養殖魚」

平成24年6月26日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 郡司 彰



日本農林規格の確認及び改正について（諮問）

下記1及び2の日本農林規格の確認並びに下記3から5までに掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）
- ② 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成20年3月21日農林水産省告示第416号）
- 3 風味調味料の日本農林規格（昭和50年3月25日農林省告示第310号）
- 4 昼表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号）
- 5 製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 2 4 年 7 月 2 6 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 1 0 条の規定及び「J A S 規格の制定・見直しの基準」（平成 2 4 年 2 月農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成 2 0 年 3 月 2 1 日農林水産省告示第 4 1 6 号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

生産の実情等を踏まえ、現行の生産情報公表養殖魚の日本農林規格については改正点はなく、適正であると確認する。

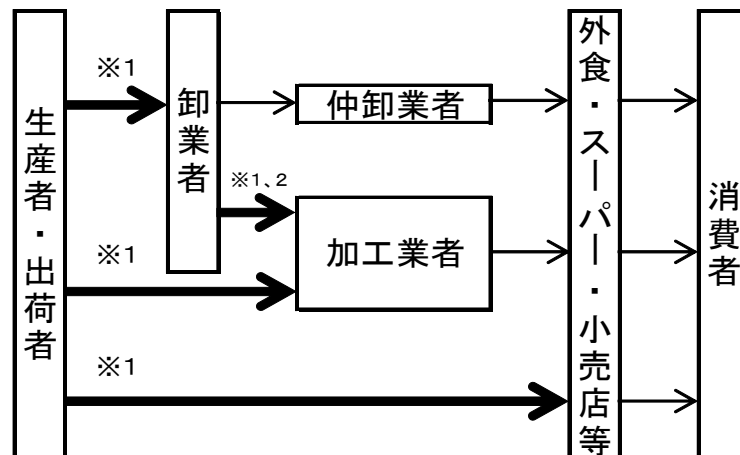
生産情報公表養殖魚の日本農林規格に係る規格調査の概要

1 品質の現況

(1) 製品の流通実態

生産情報公表養殖魚とは、識別番号ごとに養殖魚の生産に係る情報をインターネットなどを利用して公表している養殖魚のことである。

ブリ、マダイ及びウナギなどが生産情報公表養殖魚として、卸業者、加工業者、小売店等に流通・販売されている。



※1: JAS品が流通する部分は太い矢印の部分のみ

※2: 現在、認定小分け業者がJAS品を流通する場合の経路

図1 生産情報公表養殖魚の流通経路

(2) J A S 規格の基準

生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、以下の養殖魚の生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表することを規定している。

- ①養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始年月日
- ②養殖場の所在地
- ③養殖魚の水揚げの年月日
- ④種苗の種類
- ⑤種苗が漁獲された年月日及び場所（天然種苗である場合）
- ⑥給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称
- ⑦使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- ⑧使用された漁網防汚剤の名称

(3) 品質の実態

J A S 格付品とそれ以外のもの（以下「非 J A S 品」という。）について、生産情報の内容、公表の方法等を確認するために調査を行った。非 J A S 品においても、J A S 格付品とほぼ同じ内容の生産情報が一般小売店まで情報伝達されていたが、生産情報を公表しているものはなかった。

2 生産の現況

(1) 生産の状況

養殖魚の年間の国内生産数量は、内水面（アユ、ウナギ等の淡水魚を対象）が約4万トンで、海面（ブリ、マダイ等の海水魚を対象）が25万トン前後である。内水面及び海面ともに生産数量に数年来大きな変動はなく、ほぼ横ばい傾向である。

表2 養殖魚の国内生産数量の推移（平成20年度～平成22年度）

		平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	平成22年度 (C)	増 減 (C) - (A)
生産数量 (t)	内水面	40,012	40,927	39,188	-824
	海 面	260,132	264,800	246,100	-14,032

生産数量：漁業・養殖業生産統計

(2) 格付の状況

生産情報公表養殖魚の認定生産行程管理者、認定外国生産行程管理者及び認定小分け業者（以下「認定事業者」という。）の数及び格付数量は、JAS規格の制定（平成20年3月21日）以降、増加傾向にある。

表3 認定事業者数及び格付状況の推移（平成20年度～平成22年度）

	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	平成22年度 (C)	増 減 (C) - (A)
認定生産行程管理者数	3	9	11	+8
認定外国生産行程管理者数	1	2	2	+1
認定小分け業者数	0	1	2	+2
国内格付数量 (t)	10	328	533	+523
外国格付数量 (t)	3	82	8	+5
格付表示数量 (t)	0	7	52	+52
特記事項	・認定外国小分け業者は、認定実績なし。 ・格付表示数量は認定小分け業者によって格付表示した数量。			

認定事業者数、格付数量：農林水産省調べ

表４ 国内魚種別生産及び格付数量の推移（平成２０年度～平成２２年度）

区分	魚種	数量	平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度	
			(ｔ)	格付率(%)	(ｔ)	格付率(%)	(ｔ)	格付率(%)
内水面	ウナギ	生産数量	20,952	0.00	22,406	1.30	20,533	1.11
		国内格付数量	0		291		229	
	アユ	生産数量	5,940	0.00	5,837	0.00	5,672	4.31
		国内格付数量	0		0		245	
	養殖魚計	生産数量	40,012	0.00	40,927	0.71	39,188	1.21
		国内格付数量	0		291		473	
海面	ヒラメ	生産数量	4,164	0.14	4,700	0.51	4,000	0.35
		国内格付数量	6		24		14	
	マダイ	生産数量	71,588	0.001	71,000	0.01	67,500	0.05
		国内格付数量	1		8		34	
	ブリ類	生産数量	155,108	0.02	154,900	0.03	139,400	0.002
		国内格付数量	3		5		0.2	
	マアジ	生産数量	1,695	0.00	1,700	0.17	1,400	0.46
		国内格付数量	0		0.3		0.6	
	シマアジ	生産数量	2,638	0.0005	2,500	0.14	2,800	0.33
		国内格付数量	0.001		0.4		0.9	
	フグ類	生産数量	4,138	0.00	4,700	0.00	4,500	0.56
		国内格付数量	0		0		3	
	その他	国内格付数量	0.06	—	0.07	—	0.07	—
	養殖魚計	生産数量	260,132	0.004	264,800	0.014	246,100	0.021
		国内格付数量	10		38		52	
	合計	生産数量	300,144	0.003	305,727	0.11	285,288	0.18
		国内格付数量	10		328		533	

生産数量：漁業・養殖業生産統計

国内格付数量（認定外国生産行程管理者を除く。）：農林水産消費安全技術センター調べ

格付率（％）：（国内格付数量／生産数量）×１００

その他：クエ及びマハタ（生産数量の統計がないため、格付数量のみ掲載）

内水面の養殖魚計には上記以外にニジマス、コイなどが含まれる。

海面の養殖魚計には上記以外にギンザケなどが含まれる。

３ 取引の現況

（１）取引の状況

生産情報公表養殖魚は、生産者から卸業者を通じて仲卸業者又は加工業者に取引されているものと、生産者から外食、スーパー、一般小売店に直接取引されているものがある。格付された生産情報公表養殖魚は養殖場から出荷の際に、ロット単位で取引

が行われ、流通過程で加工又は認定小分け業者以外の小分け業者により小分けされることが多い。

(2) 規格の利用状況

認定生産行程管理者は、取引先に対して根拠のある情報を伝達していることを証明するために J A S 格付を行っていることから、J A S 規格は業者間の取引に利用されている。

4 使用又は消費の現況

(1) 使用又は消費の状況

J A S 格付品は、卸業者、加工業者、一般小売店等に販売されているが、これらの事業者は J A S 認定を取得していないことから、生産情報公表養殖魚として J A S マークが付された状態で消費者に販売されているものはほとんどない。

(2) 規格の利用状況

一部の加工業者は、生産情報として原材料の原産地等を担保するために J A S 格付品を原材料に使用している旨を表示した加工食品を販売している。

5 将来の見通し

養殖魚の国内生産数量に今後も大きな変動はないと考えられるが、生産情報公表養殖魚の格付数量は、引き続き増加するものと見込まれる。

6 国際的な規格の動向

平成 23 年 12 月現在、養殖魚の生産情報を公表する国際的な規格は制定されていない。

7 その他

規格の改正が必要な意見・要望は特になかった。

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の確認案の概要

1. 規格の位置付け

生産情報公表養殖魚の日本農林規格は、一般的な養殖魚と比べ生産情報を公表していることに特色があり、生産行程が相当程度明確化していることから、「特色規格」として位置付けられる。

2. 確認案の概要

生産の実情等を踏まえ、現行の生産情報公表養殖魚の日本農林規格については改正点はなく、適正であると確認する。

生産情報公表養殖魚の日本農林規格

制定 平成 20 年 3 月 21 日農林水産省告示第 416 号

(目的)

第 1 条 この規格は、生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 2 項又は同法第 19 条の 3 第 2 項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所）並びにその管理の開始の年月日 (2) 養殖場の所在地 (3) 養殖魚の水揚げの年月日 (4) 種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。） (5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。） (6) 養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称 (7) 養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称 (8) 養殖に使用された漁網防汚剤（いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材をいう。）の名称
生産情報公表養殖魚	次条及び第 4 条の規格に適合する養殖魚をいう。
識別番号	同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認定生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるものをいう。

(生産情報公表養殖魚の規格)

第3条 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表養殖魚の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と記載すること。 (2) 識別番号 小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

附 則

この告示は、平成20年4月20日から施行する。

パブリック・コメント等募集結果

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の確認案

- 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H24. 5. 16～6. 14）

受付件数 なし